

兵庫県公報

令和6年7月23日 火曜日 第534号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（治山課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課）	10
○ 同 上（同）	10
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（人事課）	11
○ 入札公告（管財課）	11
○ 落札者等の公示（デジタル改革課）	13
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 落札者等の公示（物品管理課）	15
○ 同 上（同）	16
○ 入札公告（但馬県民局）	16
収用委員会告示	
○ 収用の裁決手続開始の決定	26
教育委員会公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	30
○ 入札公告	30
正 誤	
○ 令和6年3月21日付け（兵庫県公報号外）中	32
○ 令和6年7月5日付け（兵庫県公報第529号）中	32
○ 同 上	32

告 示

兵庫県告示第704号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名 称 六甲病院

- 所在地 神戸市灘区土山町5番1号
- 認定年月日 令和6年7月1日
- 認定の有効期限 令和9年6月30日
- 2 名称 社会医療法人榮昌会 吉田病院
- 所在地 神戸市兵庫区大開通9丁目2番6号
- 認定年月日 令和6年6月17日
- 認定の有効期限 令和9年6月16日
- 3 名称 医療法人社団綱島会 厚生病院
- 所在地 姫路市御立西4丁目1番25号
- 認定年月日 令和6年7月1日
- 認定の有効期限 令和9年6月30日
- 4 名称 兵庫県立尼崎総合医療センター
- 所在地 尼崎市東難波町2丁目17番77号
- 認定年月日 令和6年7月1日
- 認定の有効期限 令和9年6月30日
- 5 名称 あさひ病院
- 所在地 明石市林崎町2丁目1番31号
- 認定年月日 令和6年6月15日
- 認定の有効期限 令和9年6月14日
- 6 名称 祐生病院
- 所在地 伊丹市山田5丁目3番13号
- 認定年月日 令和6年6月16日
- 認定の有効期限 令和9年6月15日
- 7 名称 三木山陽病院
- 所在地 三木市志染町吉田1213—1
- 認定年月日 令和6年7月1日
- 認定の有効期限 令和9年6月30日
- 8 名称 医療法人聖医会 佐用中央病院
- 所在地 佐用郡佐用町佐用3529番地3
- 認定年月日 令和6年6月24日
- 認定の有効期限 令和9年6月23日



兵庫県告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員就任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

江井ヶ島土地改良区

就任役員

役員区分

氏名

住所

監事

鳥取秀之

明石市大久保町江井島145番地



兵庫県告示第706号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

岡部川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡本秀春	神崎郡市川町小畑2627番地



兵庫県告示第707号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市道場土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	越前良洋	神戸市北区道場町塩田497番地
同	越宮 涉	同 市同区道場町塩田576番地の2
同	才ノ元 義幸	同 市同区道場町塩田1728番地の2
同	木下 健二	同 市同区道場町塩田1150番地の2
同	宇津 俊文	同 市同区道場町塩田1282番地
同	東浦 実	同 市同区道場町塩田1760番地
同	中前 哲	同 市同区道場町平田729番地の2
同	中前 安生	西宮市北六甲台1丁目8番10号
同	木下 博	神戸市北区道場町平田956番地の2
監事	東浦 市治	同 市同区道場町塩田857番地
同	木下 雅仁	同 市同区道場町平田872番地
同	前 圭治	同 市同区道場町塩田2141番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	松崎 仁生	神戸市北区道場町塩田3191番地の3
同	藤本 泰弘	同 市同区道場町塩田500番地
同	才ノ元 等	同 市同区道場町塩田1827番地
同	中 良晴	同 市同区道場町塩田1780番地
同	木下 健二	同 市同区道場町塩田1150番地の2
同	宇津 俊文	同 市同区道場町塩田1282番地
同	木下 博	同 市同区道場町平田956番地の2
同	中前 哲	同 市同区道場町平田729番地の2
同	中前 安生	西宮市北六甲台1丁目8番10号
監事	塚本 厚	神戸市北区道場町塩田1196番地
同	木下 雅仁	同 市同区道場町平田872番地
同	前 圭治	同 市同区道場町塩田2141番地



兵庫県告示第708号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市日下部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	上垣 夸	神戸市北区道場町日下部500番地
同	飴谷 信治	同 市同区道場町日下部36番地の1
同	樋口 清	同 市同区道場町日下部423番地

同	樋口 强	同	市同区道場町日下部458番地
同	吉尾 忍	同	市同区道場町日下部98番地
監事	木元 賢三	同	市同区道場町日下部103番地
同	米田 敏明	同	市同区道場町日下部25番地

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	上垣 夸	神戸市北区道場町日下部500番地
同	飴谷 信治	同 市同区道場町日下部36番地の1
同	樋口 清	同 市同区道場町日下部423番地
同	樋口 强	同 市同区道場町日下部458番地
同	米田 嘉彦	同 市同区道場町日下部42番地の1
監事	木元 賢三	同 市同区道場町日下部30番地
同	仲井 博司	同 市同区道場町日下部387番地の3
同	米田 敏明	同 市同区道場町日下部25番地

兵庫県告示第709号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市櫛谷中土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	柳瀬 勝實	神戸市西区櫛谷町長谷552番地
同	檜原 忠良	同 市同区櫛谷町栃木183番地の1
同	芝田 道男	同 市同区櫛谷町栃木183番地の5
同	檜原 彰人	同 市同区櫛谷町栃木134番地の2
同	大前 孝夫	同 市同区櫛谷町谷口96番地
同	田畑 喜登	同 市同区櫛谷町谷口99番地
同	藤本 和巳	同 市同区櫛谷町栃木294番地
監事	後藤 幸雄	同 市同区櫛谷町栃木395番地
同	柳瀬 勝	同 市同区櫛谷町長谷573番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住 所
理事	柳瀬 勝實	神戸市西区櫛谷町長谷552番地
同	藤本 和巳	同 市同区櫛谷町栃木294番地
同	芝田 道男	同 市同区櫛谷町栃木183番地の5
同	横山 秀敏	同 市同区糀台2丁目7番地の5
同	平山 智佐代	同 市同区櫛谷町谷口426番地
同	大谷 利明	同 市同区櫛谷町谷口85番地
同	大谷 勝彦	同 市同区櫛谷町谷口81番地
監事	後藤 幸雄	同 市同区櫛谷町栃木395番地
同	柳瀬 勝	同 市同区櫛谷町長谷573番地の1
同	柳瀬 良雄	同 市同区櫛谷町長谷125番地

兵庫県告示第710号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

三木市六ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 秀 隆	三木市加佐265番地
同	一 山 秀 樹	同 市平田197番地
同	中 川 範 之	同 市大村378番地
同	栗 田 弘 明	同 市大村467番地
同	胸 永 修	同 市末広3丁目24番13号
同	森 本 嘉 樹	同 市鳥町402番地
同	正 木 哲 夫	同 市別所町近藤59番地
監 事	小 谷 昭	同 市加佐79番地
同	横 山 一 則	同 市鳥町110番地の3
同	糸 卓 生	同 市加佐537番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	戸 田 秀 隆	三木市加佐265番地
同	十王寺 茂	同 市平田268番地
同	中 川 範 之	同 市大村378番地
同	栗 田 弘 明	同 市大村467番地
同	胸 永 修	同 市末広3丁目24番13号
同	清 水 政 昭	同 市鳥町183番地
同	正 木 哲 夫	同 市別所町近藤59番地
監 事	小 谷 昭	同 市加佐79番地
同	森 本 嘉 樹	同 市鳥町402番地
同	糸 卓 生	同 市加佐537番地



兵庫県告示第711号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の新任及び就任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	向 井 正 幸	神戸市北区八多町深谷220番地の1
同	向 井 善 裕	同 市同区大沢町市原476番地
同	藤 本 三智一	同 市同区淡河町勝雄975番地
同	光 富 吉 友	同 市西区押部谷町高和1305番地の1
同	松 井 茂	同 市同区平野町黒田129番地の1 130番地合併地
同	藤 原 秀 勝	同 市同区神出町宝勢615番地の1
同	木 村 秀 章	同 市同区岩岡町岩岡369番地
同	五百藏 尚 夫	明石市魚住町長坂寺1169番地
同	山 本 修 三	加古川市八幡町中西条438番地
同	横 山 正 博	三木市鳥町73番地
同	近 藤 昌 樹	同 市別所町高木476番地
同	山 内 清 孝	同 市志染町井上518番地
同	大 西 保 弘	同 市細川町垂穂127番地
同	大 塚 浩 洋	同 市口吉川町里脇476番地

同	西 山 利 幸	同 市吉川町豊岡427番地
同	谷 郷 茂 樹	同 市吉川町上中419番地
同	大 村 伊三夫	加古郡稲美町野谷283番地
同	山 口 剛	同 郡同 町加古2529番地
同	西 澤 一 弘	同 郡同 町六分一377番地の2
同	杉 岡 正 明	同 郡同 町北山770番地
同	山 口 達	同 郡同 町印南1102番地の7
同	安 岡 正 雄	神戸市西区学園東町1丁目3番地の1 115-301号
同	前 田 豊	明石市大蔵中町6番3号
同	田 渕 和 也	加古川市野口町古大内278番地の8
同	赤 松 宏 朗	三木市別所町小林454番地
同	林 秀 樹	明石市魚住町清水2530番地の1
同	福 田 信 幸	加古郡稲美町国岡6丁目150番地
監 事	吉 井 正 弘	神戸市北区淡河町神田1054番地
同	田 中 初 一	同 市西区岩岡町古郷2201番地
同	柏 木 茂	三木市吉川町上松257番地
同	永 井 秀 敏	加古郡稲美町野寺871番地の3の2
同	戸 田 潔	三木市志染町青山6丁目24番地の4
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 原 伸 元	神戸市北区藤原台北町3丁目13番17号
同	中 原 久 男	同 市同区大沢町上大沢2864番地
同	相 良 行 博	同 市同区淡河町淡河1379番地
同	光 富 吉 友	同 市西区押部谷町高和1305番地の1
同	石 井 康 昭	同 市同区平野町常本493番地の1
同	西 馬 昌 典	同 市同区神出町田井541番地の4
同	木 村 秀 章	同 市同区岩岡町岩岡369番地
同	五百藏 尚 夫	明石市魚住町長坂寺1169番地
同	畑 耕 一 郎	加古川市上荘町国包316番地の4
同	高 田 耕 作	三木市鳥町561番地
同	生 田 忠 美	同 市別所町花尻1丁目43番地
同	石 原 義 勝	同 市志染町広野5丁目225番地
同	加 藤 久 勝	同 市細川町瑞穂666番地の1
同	大 塚 浩 洋	同 市口吉川町里脇476番地
同	辻 田 文 英	同 市吉川町実楽317番地の5
同	山 城 壽 郎	同 市吉川町長谷18番地
同	本 岡 秀 己	加古郡稲美町加古1778番地の1
同	古 谷 博	同 郡同 町国岡695番地
同	山 崎 一 史	同 郡同 町六分一612番地の6
同	大 西 秀 樹	同 郡同 町蛸草357番地の5
同	鷺 野 博 明	同 郡同 町草谷692番地
同	椿 野 智 弘	明石市太寺3丁目4番5号
同	請 井 孝 博	神戸市垂水区陸ノ町2番24号
同	田 渕 和 也	加古川市野口町古大内278番地の8
同	仲 田 一 彦	三木市緑が丘町東2丁目5番地の24
同	林 秀 樹	明石市魚住町清水2530番地の1
同	福 田 信 幸	加古郡稲美町国岡6丁目150番地
同	渕 上 由美子	神戸市西区神出町紫合778番地
同	村 岡 真夕子	三木市志染町青山6丁目24番地の2

同	関 灘 真 澄	加古郡稲美町加古3943番地
監 事	藤 井 正 孝	神戸市北区淡河町中山439番地の2
同	正 井 充 和	同 市西区神出町宝勢258番地
同	清 水 悟 史	三木市吉川町水上54番地
同	杉 岡 正 明	加古郡稲美町北山770番地
同	戸 田 潔	三木市志染町青山6丁目24番地の4

兵 庫 県 告 示 第 712 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

田 鶴 野 東 部 土 地 改 良 区

退 任 役 員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 川 栄 治	豊岡市下鶴井1676番地の3
同	杉 立 伸 一	同 市下鶴井2108番地
同	嶋 田 恒 夫	同 市下鶴井1910番地の1
同	小 谷 正 行	同 市赤石220番地
同	仲 島 徹	同 市赤石122番地
同	松 本 裕 之	同 市野上89番地
同	村 田 憲 夫	同 市野上1134番地
同	安 井 政 美	同 市森45番地
同	小 川 勇	同 市山本60番地
同	安 居 幸 雄	同 市金剛寺482番地の3
監 事	村 田 正 樹	同 市野上1120番地
同	大 岸 秀 嘉	同 市下鶴井1962番地
同	矢 崎 章 司	同 市宮島249番地の2

就 任 役 員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 川 栄 治	豊岡市下鶴井1676番地の3
同	大 岸 秀 嘉	同 市下鶴井1962番地
同	岸 本 重 好	同 市下鶴井1920番地
同	仲 島 徹	同 市赤石122番地
同	大 谷 光 秋	同 市赤石334番の2番地
同	松 本 裕 之	同 市野上89番地
同	西 垣 利 治	同 市野上359番地
同	安 井 政 美	同 市森45番地
同	小 川 勇	同 市山本60番地
同	北 垣 威 司	同 市金剛寺341番地
監 事	古 谷 明 仁	同 市下鶴井1714番地
同	村 田 達 哉	同 市野上102番地
同	釜 本 秀 樹	美方郡香美町香住区上岡163番地の1

兵 庫 県 告 示 第 713 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

ちひろ土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	栗山英一	淡路市楠本2431番地4

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	栗山靖	淡路市楠本1937番地



兵庫県告示第714号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市八多土地改良区	令和6年5月7日



兵庫県告示第715号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県加古土地改良区	令和6年4月30日



兵庫県告示第716号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。
令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町横山字道佐326
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町横山字板屋86の2

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (8) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市波賀町齊木字ハカサカ2934の1、2934の2、2934の17、2934の19、2934の21、2934の22、2934の30から2934の32まで、2934の34から2934の40まで

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (8) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市波賀町齊木字ナメラ谷2938の1、2938の16、2938の21、2938の22

- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (8) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第717号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宍粟市一宮町上岸田字瀧山358の14（国有林）、358の5、358の7
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第718号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市波賀町小野字小迫223、字井ノ谷225の4から225の6まで、225の11、225の15、225の16、226

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第719号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市口酒井字南島1番1の一部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物



兵庫県告示第720号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

- 伊丹市昆陽池一丁目86番1、87番1、88番、89番、90番、92番の各一部
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年7月23日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
職員のエンゲージメント向上に関する調査・改善支援委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県総務部職員局人事課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和6年6月25日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
株式会社リンクアンドモチベーション 東京都中央区銀座4丁目12-15 歌舞伎座タワー15階
- 5 随意契約に係る契約金額
36,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)(iii)による。



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年7月23日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する事項
 - (1) 内容
令和6年度公用自転車の賠償責任保険に関する協定
 - (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間
令和6年10月1日（火）から令和7年10月1日（水）まで
 - (4) 履行場所
兵庫県が指定する場所
 - (5) 入札方法
上記(1)の件名について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額をもって落札価格とする。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加者資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。
- (4) 県内に事業所を有する者であること。県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、損害保険事業の免許を受けている者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県総務部職員局管財課
電話（078）341-7711（内線2654）
- (2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和6年7月23日（火）から同年8月8日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和6年8月19日（月）午前10時30分 兵庫県庁1号館7階会議室
- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和6年8月16日（金）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額の100分の5以上の額の納入を求める場合がある。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。
ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札に関する条件
 - ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
 - イ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - エ 再度入札に参加できる者は、次の者であること。
初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
仕様書で示した業務内容を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

~~~~~

### 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月23日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
兵庫情報ハイウェイ運用保守等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県企画部デジタル改革課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年5月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
NTTビジネスソリューションズ株式会社 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額  
3,846,150,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和6年4月16日

~~~~~

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フーディーズ神野店
所在地 加古川市新神野五丁目8-6
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
J A全農Aコープ株式会社	横浜市泉区中田南三丁目2番38号	宗村達夫
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿 外1者	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	高木克己
 - (2) 変更後

名 称	住 所	代表者の氏名
J A全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市泉区中田南三丁目2番38号	宗村達夫
- 4 変更年月日
令和6年4月1日
- 5 届出年月日

令和6年6月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年7月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月25日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 JAファーマーズ・たじまんま和田山

所在地 朝来市和田山町枚田字キシノ下922-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
JA全農Aコープ株式会社	横浜市泉区中田南三丁目2番38号	宗村達夫
たじま農業協同組合	豊岡市九日市上町550番地の1	太田垣哲男

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社エーコープ近畿 外1者	大阪府高槻市番田一丁目51番1号	高木克己

(2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
JA全農Aコープ株式会社 外1者	横浜市泉区中田南三丁目2番38号	宗村達夫

4 変更年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年6月19日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和6年7月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月25日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年7月23日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ氷上店

所在地 丹波市氷上町稲継281ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ

茨城県水戸市城南二丁目7番5号

杉本正彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

午前10時から午後11時まで

イ 変更後

午前8時30分から午後11時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時30分から午後11時30分まで

イ 変更後

午前8時から午後11時30分まで

4 変更年月日

令和7年4月1日

5 届出年月日

令和6年6月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び丹波磨県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和6年7月23日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和6年11月25日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月23日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
就学支援制度オンライン申請システム サーバ機器等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月14日
- 4 落札者の名称及び住所
シーデーシー情報システム株式会社 千葉県千葉市中央区本千葉町4番3号
- 5 落札金額
843,040円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年5月7日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年7月23日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
県立学校指導者用コンピューター一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年6月26日
- 4 落札者の名称及び住所
NTT・TCリース株式会社 神戸支店 神戸市中央区小野柄通4-1-22
- 5 落札金額
28,908,000円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和6年5月7日



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒して既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件については、入札説明書の内容を十分に確認すること。

令和6年7月23日

契約担当者

兵庫県但馬県民局長 多田欣也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 工事名

(国)178号 浜坂道路Ⅱ期 居組トンネル(仮称)建設工事(以下「本件工事」という。)

(2) 工事場所

美方郡新温泉町居組

(3) 工事概要

施工延長=1,338.0メートル 幅員=7.0(12.0)メートル NATM工法

内空断面積(覆工後の内空断面積)90.613平方メートル(標準部)

トンネル掘削工 1,338.0メートル

覆工コンクリート工 1.0式

排水構造物工 1,338.0メートル

(4) 工期

本件工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事(フレックス方式)である。発注者が示した全体工期(余裕期間と工期をあわせた期間)の内で、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。

なお、落札候補者は資格確認資料提出時に、様式1号により工期の始期日及び終期日を通知すること。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事者の現場代理人を充てることできる。

また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：令和10年1月31日まで

(余裕期間：契約締結日から工期の始期日の前日まで)

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(調達業務を実施するためのもの。以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 落札方式

本件工事は、発注者が指定するテーマに関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(技術提案型)の適用工事である。

総合評価落札方式は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、契約内容に適合した履行の確実性を審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

なお、本件工事は、入札参加申込書と同時に技術提案書の提出を求める。

開札後、入札価格が低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。

(7) 週休2日制度の活用

本件工事は、原則週休2日(土曜・日曜)を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。

(8) 技術提案の受付

本件工事は、本契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(9) ICTの活用

ア 受注者希望型(ICT土工)

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(カ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(カ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、「(ウ)ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

(ア) 3次元起工測量(土工1,000立法メートル未満の場合は、従来手法でも可)

(イ) 3次元設計データ作成

(ウ) ICT建設機械による施工

- (d) 3次元出来形管理資料等の作成
- (f) 出来形確認及び検査
- (h) 納品

イ 受注者希望型（ICT地盤改良工）

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(カ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(カ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、「(ウ) ICT建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

- (ア) 3次元起工測量（土工1,000立法メートル未満の場合は、従来手法でも可）
- (イ) 3次元設計データ作成
- (ロ) ICT建設機械による施工
- (ハ) 3次元出来形管理資料等の作成
- (ニ) 出来形確認及び検査
- (ホ) 納品

ウ 受注者希望型（ICT法面工）

本件工事でICTの活用を希望する場合は、次の(ア)から(カ)までの全ての施工プロセスにICTを活用することを原則とするが、次の(ア)から(カ)までの中で生産性向上が見込める施工プロセスを選択して実施することができる。なお、プロセスの選択は、原則複数のプロセスを選択するものとする。工事成績は、ICTを活用した場合に加点評価を行う。なお、必要経費は契約後、変更協議の上、計上する。

- (ア) 3次元起工測量
- (イ) 3次元設計データ作成
- (ロ) 3次元出来形管理資料等の作成
- (ハ) 出来形確認及び検査
- (ホ) 納品

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本件工事の入札に参加することができる資格を有する者は、一般競争入札等に参加する者に必要な資格等（昭和41年兵庫県告示第149号）に基づく兵庫県の建設工事に係る入札参加資格を取得している者又は開札時までに入札参加資格を取得した者で、次に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

なお、入札参加資格の確認は、下記6(1)に定める入札参加申込書及び入札参加資格確認資料の提出期間の最終日（以下「申込期限日」という。）を基準日とする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の有効期間が本契約締結予定日（令和6年12月中旬・議決日以降）までであること。

なお、申込期限日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後の総合評定値通知書の確認日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。

カ 平成21年度以降に、代表構成員にあつては同一トンネルにおいてNATM工法によるトンネル内空断面面積（覆工後の内空断面積）80平方メートル以上（代表値）かつ施工延長1,200メートル以上のトンネル工事（トンネル延長は、同一トンネルの延長（2つ以上のトンネルの合計延長でなく、単独のトンネル延長。）、を、その他の構成員にあつては1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）とし

て完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本件工事に係る設計業者等の受託者でなく、また、当該受託者と資本又は人事面において関連がないこと。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は3者とし、それぞれの出資比率が20パーセント以上であること（「代表構成員」1者、「その他の構成員」2者から構成する。）。

また、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定める資本関係又は人的関係にある者同士は、本件工事の入札参加申込を行う同一又は他の特別共同企業体となることできない。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。

また、出資比率は構成員中最大であること。施工能力の判定は、原則として建設業法の規定による当該工種に係る経営事項審査結果の総合評定値の点数が大きい者とする。

なお、その総合評定値の格差が僅少であることにより両者の施工能力が近接していると合理的に判断される場合にあつては、本件工事の施工に特殊技能等を必要とする場合のほかは、構成員の自主的な評価によって決定することができる。

ウ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、本件入札に関して入札参加申込みを行った他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、令和6年10月4日（金）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、本件工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を本件工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置技術者の要件

ア 次の(ア)から(イ)に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

ただし、余裕期間制度活用工事において申込期限日に他の工事に従事している場合は、「余裕期間制度を活用する工事に係る事務取扱要領7(1)及び(2)」により取り扱うこととする。

また、配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であつて、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(ア) 1級土木施工管理技士または技術士（建設部門）の資格を有すること。

(イ) 平成21年度以降に、同一トンネルにおいてNATM工法によるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）80平方メートル以上（代表値）かつ施工延長1,200メートル以上のトンネル工事（トンネル延長は、同一トンネルの延長（2つ以上のトンネルの合計延長でなく、単独のトンネル延長。))を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、かつ、その引渡しが完了したもの）を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件工事が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札

候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約工期中、提出した入札参加資格確認資料に記載した配置予定技術者を、本件工事現場に専任で配置すること。

なお、契約工期中は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) 現場代理人の要件

ア 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できること。

また、現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

なお、現場代理人については、代表構成員が配置すること。

イ 落札者は、契約工期中、提出した資料に記載した現場代理人を、本件工事現場に常駐で配置すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、常駐義務を緩和することができる。

なお、余裕期間制度活用工事の場合は、余裕期間内に限り他の工事従事中の現場代理人を充てることのできる。

(5) 技術提案書の提出に関する要件

入札参加申込時に、技術提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない。）。また、技術提案を行う場合には、その提案が適正であること。

技術提案書の提出にあたっては、別に定める技術提案書作成要領により作成すること。

なお、提出された技術提案書を評価した結果、加算点が0点の者、もしくは、性能等の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、技術提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

(6) 追加資料の提出に関する要件

開札後、入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告した者は、追加資料の提出を行うこと。追加資料の提出に当たっては、技術提案書作成要領により作成すること。

なお、入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(6)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年7月23日（火）から同年10月9日（水）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当） 担当 中庄司

電話番号（0796）26-3607（内線213）

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料等並びに誓約書及び設計図書等の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料等

令和6年7月23日（火）から同年8月29日（木）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。）

令和6年7月23日（火）から同年10月9日（水）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本件工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードを行い保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本件工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）、入札参加資格確認資料

及び技術提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

令和6年7月24日（水）から同年8月29日（木）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（入札参加資格確認資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイル（以下「電子計算機ファイル」という。）に記録されなければならない。

また、申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みを使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、（特別共同企業体の代表構成員の）兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカードの情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 資料は、次の場所に持参する。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話（0796）82-5679

7 入札手続等

(1) 入札期間等

ア 電子入札の場合

令和6年10月10日（木）から同月11日（金）まで

毎日午前9時から午後5時まで（令和6年10月11日（金）は正午まで）

イ 紙入札の場合

入札期間は、上記アのとおりとし、入札場所は、次のとおりとする。

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当）

電話（0796）26-3607

(2) 開札日時

令和6年10月15日（火）午後1時

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を持参又は郵送により提出すること。その際、入札情報サービスの公告文書等で情報提供している「工事費内訳書に活用できる様式」を原則として利用し提出すること。

(4) 追加資料の受付

ア 提出期間

令和6年10月16日（水）から同月17日（木）まで

毎日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

次の場所に持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）すること。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話（0796）82-5679

工事名及び入札参加者名を記載して、追加資料在中と朱書した封筒に封入すること。

なお、詳細については技術提案書作成要領を参照のこと。

(5) 入札保証金及び契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、電子計算機ファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 電子計算機ファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び適正と認められた技術提案書を提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちウに違反し無効となったもの以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後、直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)エにより技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 入札説明書11(4)イで定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。

キ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当する者の行った入札は無効とする。

ク 総合評価に関する提案について、採択された技術提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

ケ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思がないと申告した者の行った入札は、無効とする。

コ 入札価格が調査基準価格未満の者のうち、技術提案書によって追加資料の提出意思があると申告したにもかかわらず、期限内に追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

<施工体制評価点>

評価区分	評価項目
施工体制の確保	① 品質確保の実効性 ② 施工体制確保の確実性

<加算点>

評価項目	評価指標
品質管理	覆工コンクリートの品質確保と施工
施工管理	地山状況の把握
施工管理	交通環境影響低減対策
地域企業の活用	技術力向上などの地元貢献
地域材料の活用	指定資材の県内調達
建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用	建設キャリアアップシステム (CCUS) の事業者登録
減点項目	技術資料の記載内容に対する不履行の実績

(2) 総合評価の方法

評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

$$= (\text{標準点 (90点)} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点}) / \text{入札価格 (単位: 億円)}$$

施工体制評価点は、技術提案書作成要領に規定する評価基準により各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

加算点は、上記(1)に対し、最大20点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、性能等の要求要件等については、技術提案書作成要領を参照のこと。

(3) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)から(イ)まで要件に該当する入札参加者のうち、上記(2)の評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(イ) 評価項目に対する提案が性能等の要求要件を満たしていること。

(イ) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点（性能等の要求要件を満たしている場合に与える点数（標準点））を予定価格（補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格（億円単位））で除した数値を下回っていないこと。

イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 申込期限日においては有効な総合評価値通知書を有するが、その総合評価値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効するため入札参加資格の確認を保留している場合は、落札決定を保留して本契約締結予定日までに有効な総合評価値通知書により入札参加資格を確認の上、落札者を決定する。ただし、入札参加資格の確認ができない場合は、その者を落札者としなない。

エ 落札となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

オ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。

9 技術提案書の記載内容の担保

- (1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容にもとづいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額する。

また、工事成績評定点を減じるとともに、当該工事が完成し、引渡し完了した日の翌年度7月から1年間、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事において、得点の合計から減点を行う。

- (2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。
- (3) 悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。
- (4) 技術提案書等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術提案書の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

10 契約の締結

- (1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (3) 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。

ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日の前日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が2者以上となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮解約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

11 支払条件

本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件については、入札説明書の内容を十分に確認すること。

12 下請負人の健康保険等加入義務等

- (1) 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、受注者は、次に掲げる下請負人の区分に応じて、次に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

ア 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

次のいずれにも該当する場合

- (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

- (ロ) 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が(1)に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

イ アに掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

- (イ) 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

(イ) 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

- (3) 発注者は、受注者が上記(1)に掲げる届出をしていない社会保険等未加入建設者と下請契約を締結したときは、この契約を解除することができる。ただし、(2)に規定する場合を除く。
- (4) 受注者は、当該社会保険等未加入建設者が上記(2)イに掲げる下請負人である場合において(ア)に定める特別の事情が認められず、かつ、受注者が(イ)に定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該社会保険等未加入建設者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、下記ア及びイを兵庫県に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

- (3) 上記(2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については90パーセント、一般管理費については68パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの。以下「特別重点価格」という。）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格特別重点調査について」を参照のこと）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の令和6年10月15日（火）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は同月17日（木）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 入札参加資格を取得していない者は、兵庫県土木部契約管理課あて申請し、開札時まで取得することを条件として、契約担当者の入札参加資格確認を受けることができる。
- (6) 詳細は入札説明書による。
- (7) 問合せ先
上記4(2)に同じ。
- (8) 入札結果については、落札決定後、兵庫県但馬県民局総務企画室総務防災課（財務担当）にて落札決定

日の翌日までに公表する。また、契約締結後速やかに、兵庫県ホームページの入札情報サービス（アドレス<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）にて公表する。

14 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Nature and quantity of the service to be required:

Construction work for the Igumi Tunnel (tentative name) on the Route 178 Hamasaka Road (Phase 2)

Construction method: NATM (New Austrian Tunneling Method)

Construction length: 1338.0 m

Tunnel section: length 1338.0 m, width 7.0 (12.0) m, area of inner cross-section 90.613 m²

Tunnel drilling work length: 1338.0 m

Concrete lining work: 1 set

Plumbing structure work length: 1338.0 m

(2) Deadline for submission of tender application forms: 16:00 August 29, 2024 (JST)

(3) Deadline for tender: 12:00 October 11, 2024 (JST)

(4) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nakashoji, Finance Group, General Affairs Office,

Tajima District Administrative Office, Hyogo Prefectural Government

7-11, Saiwai-cho, Toyooka, Hyogo

Tel (0796)26-3607 (Ext. 213)

収用委員会告示

兵庫県収用委員会告示第2号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
令和6年7月23日

兵庫県収用委員会

会長 中川丈久

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道2号改築工事(相生有年道路)

3 裁決手続の開始を決定した年月日

令和6年7月8日

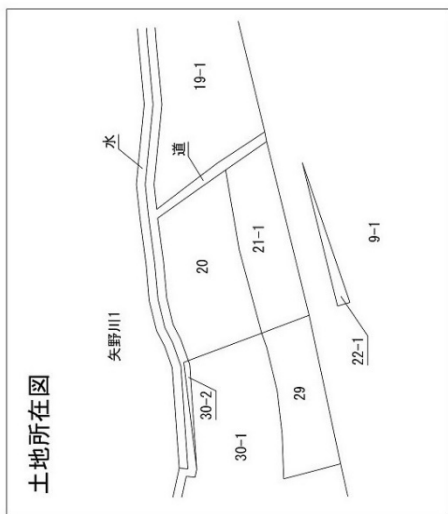
所 在		裁決手続の開始を決定する土地				土地所有者		土地に關して権利を有する関係人							
		地番	地目 公簿 現況	公簿地積 m ²	実測地積 m ²	収用に 係る面積 m ²	使用に 係る面積 m ²	氏名	住所	氏名	住所	権利の 種類			
赤穂市有年横 尾字畑	20番	原野	原野	130	130.13	130.13	不明 ただし、土地登記簿上の名義人 兵庫県姫路市下手野五丁目10番2-1 03号市営船越住宅2号棟 (亡)小田 一郎 (持分23,040分の1,260) (注1) 上記法定相続人のいずれか一部の者又は全 員(注2) 上記法定相続人は下記のとおり	なし	-	-	-				
												氏名	住所	氏名	住所
												小田 克巳	兵庫県たつの市御津町中島 163番地	小田 克巳	兵庫県たつの市御津町中島 163番地
												今峰 元子	兵庫県加西市山下町178 7番地	今峰 元子	兵庫県加西市山下町178 7番地
												松本 泰夫	兵庫県姫路市広畑区則直2 22番地3	松本 泰夫	兵庫県姫路市広畑区則直2 22番地3
												小田 一彦	兵庫県加古川市志方町大澤 1115番地	小田 一彦	兵庫県加古川市志方町大澤 1115番地
												沖塩 一也	兵庫県姫路市下手野3丁目 4番18号	沖塩 一也	兵庫県姫路市下手野3丁目 4番18号
												沖塩 育生	兵庫県姫路市飾磨区阿成1 0番地6	沖塩 育生	兵庫県姫路市飾磨区阿成1 0番地6
												沖塩 和民	兵庫県姫路市下手野6丁目 2番30-1号	沖塩 和民	兵庫県姫路市下手野6丁目 2番30-1号
												本井 清志	兵庫県姫路市網干区大江島 古川町75番地3	本井 清志	兵庫県姫路市網干区大江島 古川町75番地3
草加 俊子	兵庫県姫路市飾磨区恵美酒 360番地2第3恵美酒マ ンション408	草加 俊子	兵庫県姫路市飾磨区恵美酒 360番地2第3恵美酒マ ンション408												

豊福 信子	兵庫県明石市大蔵谷奥3番 3-510号
山川 厚志	大阪府吹田市垂水町1丁目 9番1-503号
山川 尚司	兵庫県姫路市大津区天満8 74番地6
阿部 恵子	兵庫県尼崎市塚口本町6丁 目11番1-609号
文屋 妙子	奈良県奈良市西大寺国見町 一丁目1番433号
三浦 裕子	福岡県那珂川市大字西畑5 15番地
三浦 佳子	福岡県那珂川市大字西畑5 15番地
三浦 昌彦	山口県宇部市大字中山11 56番地5
江本 陽子	福岡県那珂川市大字西畑5 15番地
三浦 経生	島根県大田市三瓶町池田3 190番地

(注1) 本件土地の持分23,040分の21,780は国土交通省(共有持分権者)に属しているので収用の対象外とする。
 (注2) 本件土地の登記名義人「小田一郎」の相続に関して、法定相続人における遺産分割協議が調っておらず、かつ、法定持分の合意も確認できないことから「不明」とした。
 (注3) 収用しようとする土地の区域は、別添図面表示の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分である。

実測平面図

土地の所在 赤穂市有年横尾字畑
地番 20番



凡 例	
⊠	プラスチック杭
⊗	金属杭 (測量杭)
⊕	基準点

基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
RO5R0548-2	-129675.495	6484.929
NT2	-129689.840	6479.904

地番 区分符号	測点	X座標(Xn)	Y座標(Yn)	距離 Yn × (Xn+1 - Xn-1)	備考
20 収用地区	⑥	-129675.499	6475.546	4.599	5957.502320
	⑦	-129677.853	6480.075	4.086	-17671.164525
	⑧	-129681.186	6482.439	4.466	-45221.494464
	⑨	-129684.829	6485.023	8.305	-32723.426058
	⑩	-129688.232	6476.637	8.866	-24061.926232
	①	-129688.585	6468.277	8.050	33790.278948
	②	-129681.008	6465.447	2.332	5324.662375
	③	-129680.220	6467.642	1.897	10683.063878
	④	-129679.449	6469.194	2.849	6407.193838
	⑤	-129678.773	6471.100	3.649	-260.273080
信 面 積				130.1365400	
地 積				130.13	m ²
合 計				130.13	m ²

(世界測地系)

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和6年7月23日

契約担当者

兵庫県立姫路工業高等学校長 東 矢 憲 了

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
県立姫路工業高等学校特別教室空調設備リース 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
県立姫路工業高等学校 姫路市伊伝居600番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年6月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
大阪ガスファイナンス株式会社 大阪市中央区備後町3丁目6番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
253,000円（月額・税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年7月23日

契約担当者

兵庫県立総合教育センター長 西 田 健次郎

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品等の名称
兵庫県立総合教育センター第2情報演習室ICT整備一式
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限
令和6年12月27日（金）
 - (4) 納入場所
仕様書のとおり
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込及び入札の方法等
- 入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒673-1421 加東市山国2006-107
兵庫県立総合教育センター総務課 担当 深田
電話（0795）42-3100 F A X（0795）42-5393
 - (2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和6年7月23日（火）から同年8月5日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札・開札の日時及び場所
令和6年8月20日（火）午前10時 兵庫県立総合教育センター
 - (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を、令和6年8月19日（月）までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
 - (4) 入札に関する条件
 - ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参すること。
 - イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に変わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和6年9月3日（火）までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
 - キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。
 - ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又オに違反して無効となった者以外の者
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

正 誤

○令和6年3月21日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県税条例の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第14号）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
22	上から49	法律第 号	法律第30号
24	上から 9	法律第 号	法律第30号



○令和6年7月5日付け（兵庫県公報第529号）

兵庫県告示第642号（県道の認定）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から10	国道312号	豊岡市上佐野



○令和6年7月5日付け（兵庫県公報第529号）

兵庫県告示第643号（県道の路線変更）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	上から21	豊岡出石インター	豊岡市上佐野